

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	上下水道料金システム	
行政機関等の名称	水道事業の管理者の権限を行う各務原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	水道部水道総務課	
個人情報ファイルの利用目的	水栓の管理及び上下水道料金の徴収	
記録項目	1使用者氏名、2使用者住所、3使用者電話番号、4口座情報（口座引落の方のみ）、5上下水道使用量、6水道料金・下水道使用料、7収納日、8収納状況、9使用開始日、10転居精算日、11休止日、12休止解除日、13給水停止日、14停水解除日、15料金用途、16水栓所有者氏名、17水栓所有者住所	
記録範囲	水道使用者、給水装置所有者、総代人	
記録情報の収集方法	提出された給水装置使用開始（開栓）届、給水装置使用者・所有者変更届、給水装置所有者変更確認書、総代人（新規・変更）届、その他本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	あり 水道料金事務センター （株式会社 フューチャーイン）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 各務原市 水道部 水道総務課 〒504-0914 （所在地） 岐阜県各務原市三井東町4丁目32番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ あり	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(条例に規定なし)
備 考	—